

2 要配慮者避難支援のはじめ方

精神障がいがある

特徴

- ストレスに弱く、疲れやすく、コミュニケーションが苦手な方もいる。
- 外見からはわかりにくく、障がいについて理解されず孤立する方もいる。
- 無意識に何度も同じ質問を繰り返し、つじつまの合わないことを話していると受け取られることもある。
- いざというとき行動に移せなくなる場合もある。

避難時の配慮

- 落ち着いて、ゆっくり、ていねいな言葉で伝えましょう。
- 誰と、どこへ、何を持って避難するのかを落ち着いて伝えましょう。
- 普段飲んでいる薬を持ち出しましょう。
- 持っている場合は「こころの安心カード」(医師に見せるためのもの)を持ち出しましょう。



障がいのある方との接し方

● いつもどおりに

「障がいのある方との接し方」と言っても、特別なことはありません。障がいがあったとしても、普通の人です。

● ゆっくりと、少しずつ

人と話すのが苦手な方もいるかもしれませんが、ゆっくりとゆとりを持って接することで、少しずつ打ち解けていけると思います。

● かたくなになっている場合も

障がいのある方によっては、これまでの辛い経験から、人と接することに不安があり、コミュニケーションが取りづらいという方もいるかもしれません。その場合も、ゆっくり時間をかけながら、地域の一員として大切に考えていることを伝え、お互いの理解を深めていきましょう。



要配慮者避難支援と日常的な見守り活動のつながり

活動を生きたものにしておくために

要配慮者と支援者のマッチングを行っていても、何年か経つうちに忘れられてしまい、いざ災害が発生したときに十分に機能しないことが考えられます。そのため、日頃から見守りや声かけを行うなど、要配慮者と支援者の間に交流を生み出し、活動を生きたものにしておくことが大切です。



日常的な見守り活動からはじめる、要配慮者避難支援

見守り活動を行っている、要配慮者避難支援をはじめやすい

日常적인見守りの対象となる方の多くは、災害時の避難にも不安を抱えています。まずはそうした方の災害時の支援について、考えることから始めてみましょう。



3 取り組みの充実

支援を必要とする方の情報を札幌市が提供します

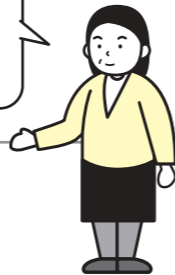
避難行動要支援者名簿情報を活用しよう

避難行動要支援者とは、要配慮者のうち災害の発生またはその恐れがある場合に、自ら避難することが困難で、速やかな避難を確保するため特に支援を要する方たちのことです。札幌市では、こうした方々の名簿を作成し、避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、避難支援等関係者(次ページ参照)に名簿情報を提供しています。

●要配慮者と避難行動要支援者の関係図

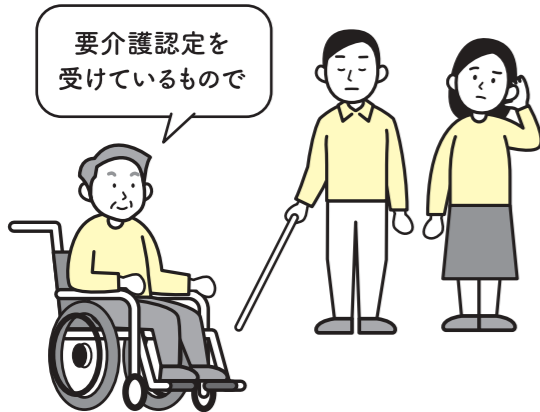


名簿情報があれば、支援が必要な方を把握できます!



避難行動要支援者

災害時には、支援が必要です。



- 要介護の認定を受けている方
- 居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、行動援護、同行援護、生活介護、共同生活援助、移動支援の障がい福祉サービス支給決定を受けている方
- 身体障害者手帳1～2級を所持している方
- 視覚障がい・聴覚障がいのある方
- 療育手帳Aを所持している方
- 精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方
- その他市長が特に必要と認めた方(指定難病等のうち特に支援が必要な方など)

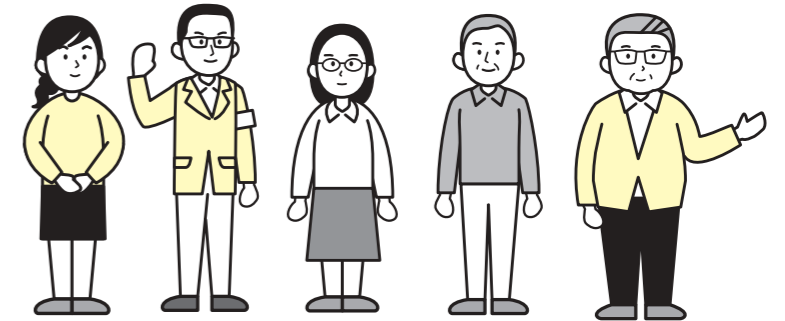
避難支援等関係者について

手上げ方式や同意方式だけでは、支援を必要とする方の情報がなかなか集めきれない場合があります。

日頃から災害に備えた避難支援に取り組んでいる以下の避難支援等関係者は、申請することによって、札幌市が把握している避難行動要支援者の名簿情報を取得できます。

避難支援等関係者

- 町内会・自治会
- 連合町内会
- 地区福祉のまち推進センター運営委員会
- 福祉推進委員会
- 地区民生委員児童委員協議会
- 地区社会福祉協議会
- マンション管理組合 など

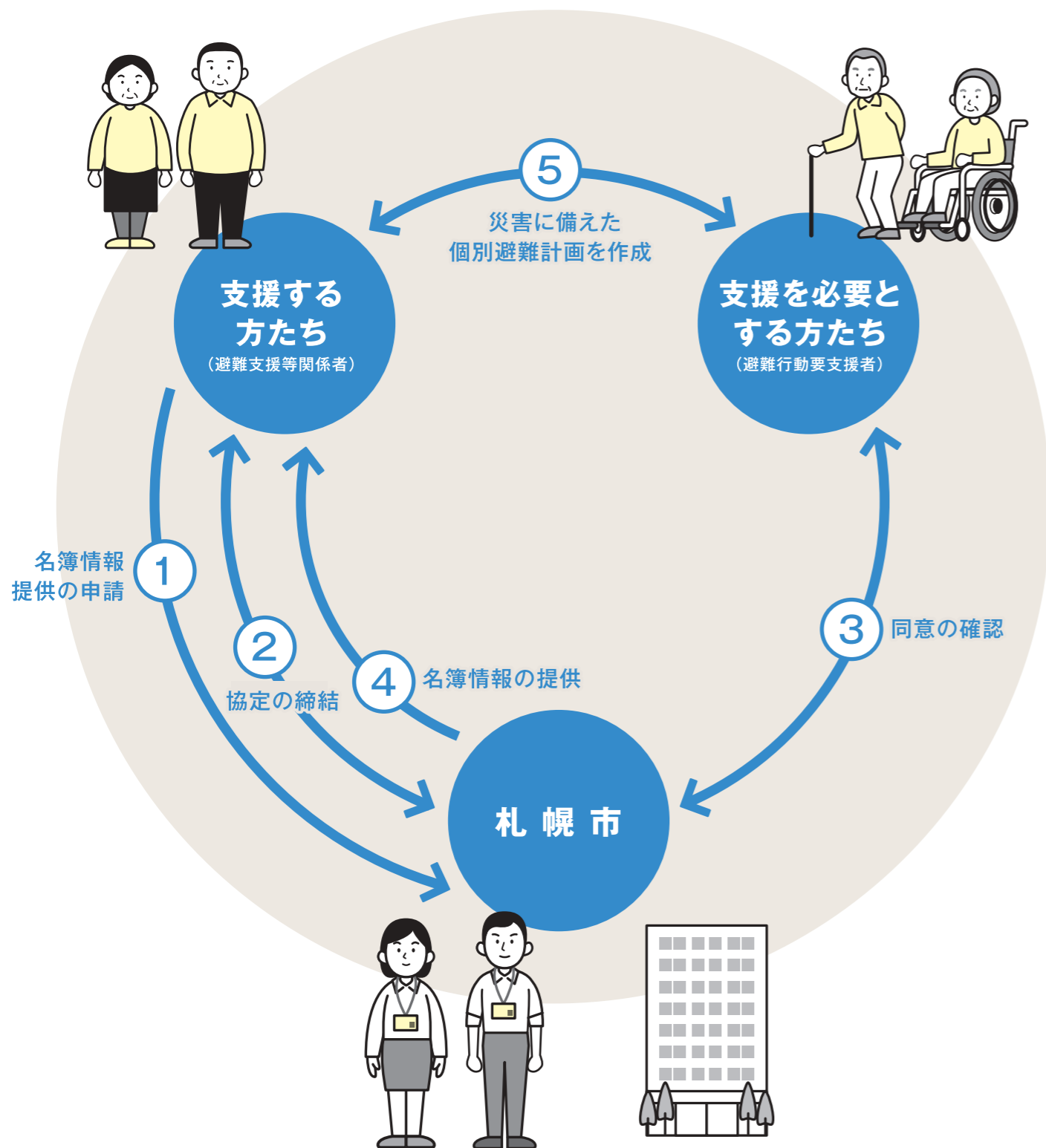


提供される名簿情報のイメージ

氏名	住所	方書	年齢	性別	連絡先	避難支援等が必要な理由	
						要介護	障がい等
□□□□	〇〇区〇条〇丁目〇-〇	〇〇様方	82	男	000-0000	○	
□□□□	〇〇区〇条〇丁目〇-〇	□□□□ハイム	31	女	000-0000		○
□□□□	〇〇区〇条〇丁目〇-〇		68	女	000-0000	○	
□□□□	〇〇区〇条〇丁目〇-〇		88	女	000-0000	○	○
□□□□	〇〇区〇条〇丁目〇-〇	コーポ□□□□	61	女	000-0000		○
□□□□	〇〇区〇条〇丁目〇-〇	〇〇マンション	72	男	000-0000	○	
□□□□	〇〇区〇条〇丁目〇-〇		78	男	000-0000	○	
□□□□	〇〇区〇条〇丁目〇-〇		52	女	000-0000		○
□□□□	〇〇区〇条〇丁目〇-〇		80	女	000-0000	○	

3 取り組みの充実

名簿情報の申請から取得までの流れ



① 名簿情報提供の申請

避難支援等関係者は、名簿情報の管理者や取組方法等を決定したうえで、札幌市(各区保健福祉課)に対して、名簿情報提供の申請をします。

② 協定の締結

札幌市(各区保健福祉課)と避難支援等関係者は、名簿情報の取り扱いに関する協定を締結します。

協定の内容

- 支援活動を行う地域的範囲
- 名簿情報の管理・更新方法
- 個人情報の利用・守秘義務 など

③ 同意の確認

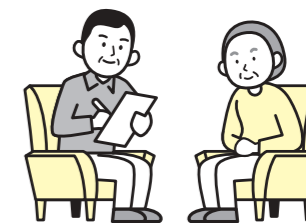
札幌市(保健福祉局地域福祉・生活支援課)は対象となる避難行動要支援者に対して、避難支援等関係者へ名簿情報を提供することについて同意を確認します。

④ 名簿情報の提供

札幌市(各区保健福祉課)は同意を得られた避難行動要支援者の名簿情報を避難支援等関係者に提供します。なお、名簿情報の管理者はあらかじめ、札幌市(各区保健福祉課)が実施する個人情報の取り扱いに関する研修を受講します。

⑤ 災害に備えた個別避難計画を作成

避難支援等関係者は、必ず名簿情報に記載された避難行動要支援者全員と面談を行い、個別避難計画を作成します。



③で同意した方たちは、支援母体からの連絡を待っています。もれなく個別避難計画を作成しましょう。

名簿情報の更新について

年に一度、更新した名簿情報を、札幌市が提供します。
新たに対象となった方を追加し、転居した方などは削除します。

※災害の発生またはその恐れがある場合に、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要があるときは、本人の同意を得ずに名簿情報の提供を行う場合があります。

3 取り組みの充実




まち歩きや、みんなの気づきで見つかる!

身近な地域資源や人材を活用しよう

災害発生直後の被害を少なくし、危機を乗り切るうえで、地域にある民間企業等の人材やモノが大きな力を発揮します。「まち歩き」などで地域資源を見つけて、あらかじめ災害時の協力をお願いしておきましょう。

まち歩きで見つけよう

● たとえば…

<p>要配慮者と避難するとき使える!</p>  <p>大型ワゴンなどの業務用車両</p>	<p>一時的な避難場所にいいね!</p>  <p>空き地・未利用地</p>	<p>どこにあるか確認しておこう</p>  <p>AED*などの医療器具</p>
--	---	--



*AED(自動対外式除細動器)は、心停止した際に電気ショックを与えて蘇生を試みる器具です(消防署で講習会を実施)。このマークが設置場所です。

町内回覧等で集めよう

災害時に役立つ資機材や専門的な技術・経験を持っている方を見つけましょう。

● たとえば…





<p>事前に協力をお願いしておこう</p>  <p>医療関係者など専門的な知識や資格を持つ方</p>	<p>訓練時のアドバイスをもらおう</p>  <p>防災士の資格を持つ方</p>	<p>がれきの撤去に協力してもらおう</p>  <p>クレーンやフォークリフト等の免許を持つ方</p>	<p>がれきの撤去に使わせてもらおう</p>  <p>大工道具・ジャッキ・パール・スコップなど</p>	<p>避難に役立つこともあるね</p>  <p>台車・リヤカー・一輪車・自転車など</p>	<p>地域のコミュニティづくりに協力してもらおう</p>  <p>インターネットに詳しい方</p>
---	---	--	--	--	--



避難できる施設を見つけよう

道路状況や天候により、学校などの避難所に行けないことがあるため、各施設の協力を取り付けておきましょう。

● たとえば…

<p>応急的な避難場所に使える!</p>  <p>マンションの集会場や事業所</p>	<p>ロビーや空き部屋も活用できる!</p>  <p>ホテルや旅館などの宿泊施設</p>	<p>大きなスペースは活用できる!</p>  <p>専門学校やカルチャースクールなどの教育関連施設</p>	<p>どこにあるか確認しておこう</p>  <p>ホームセンターやショッピングセンターなどの店舗</p>
--	--	---	--

冬季の災害にも備えましょう

寒さに対応した地域資源を見つけよう

冬季の災害に備えて、企業などの協力を取り付けておきましょう。

● たとえば…

<p>寒さ対策は必須!</p>  <p>業務用暖房器具、発電機、テント、寝袋など</p>	<p>避難に使えるね</p>  <p>ソリ、スノーモービル、ママさんダンプ、スキー</p>	<p>避難経路の確保に!</p>  <p>除雪車、ダンプ、小型ロータリー</p>
---	--	---



3 取り組みの充実

地域の専門機関にも協力してもらおう! さまざまな団体と連携しよう

要配慮者避難支援は支援母体を中心とした、地域の人たちの支えあいの基本です。
しかし、個々の支援母体だけでは活動に限界があるため、
さまざまな組織や団体とも連携して取り組みの輪を広げていくことが大切です。

連合町内会での連携事例

支援母体 / 連合町内会

協力組織 / 単位町内会、
地区福祉のまち推進センター、
地区民生委員児童委員協議会、
老人クラブなど

実行組織 / 各单位町内会
(福祉推進委員会)

地区内の大学 …校舎を避難場所として協定締結。

地区内の病院・特別養護老人ホーム

…相互支援協定を締結。

地区内を中心とした企業、病院、福祉施設、学校、行政等

…地区の防災・福祉ネットワーク協議会を設立し、相互支援体制を構築。

地区の消防署

…防火・防災福祉事業への取り組み強化として協定を締結。

日頃から要配慮者に関わっている団体など

- 地域包括支援センター
- 障がい者相談支援事業所(地域支援員)
- 専門性を有する方・組織(身障者相談員等)
- 福祉サービス事業者(ケアマネージャー等)
- 障がい者団体 など

広範囲に活動する地域コミュニティ組織など

- 連合町内会
- まちづくり協議会
- 地区社会福祉協議会・
地区福祉のまち推進センター
- 地区民生委員児童委員協議会 など

地域で専門性や設備などを備えた施設

- 社会福祉施設
- 病院等医療機関
- 保育園・幼稚園・福祉専門学校 など

市役所

- 保健福祉局
- 危機管理局
- 区保健福祉部
- 区市民部
- まちづくりセンター
- 消防局
- 消防署(出張所)

協力関係づくりの一例

知的障がいのある方には
どのような配慮が
必要ですか?



支援母体 → 障がい者相談支援事業所(地域支援員)

ゆっくり、短い言葉で
話しかけてください



車椅子を押すときに
気を付けることは
ありますか?



支援母体 → 福祉サービス事業者



動かす前に
必ず声をかけましょう

災害時に
避難のお手伝いを
お願いできますか?

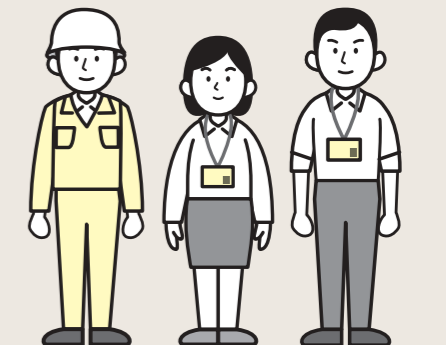


支援母体 → 福祉専門学校

日中なら
お手伝いできます!



取組の支援



4 取組事例の紹介

他の団体の取組内容を参考にしよう!

要配慮者避難支援の取組事例を紹介します

取組事例 ①



清田区 清田地区 「清田有楽町内会」

町内会の会員世帯数 約380世帯

○避難行動要支援者名簿情報(21~24ページ)を活用している団体です。



会長 佐藤 静也 さん

名簿情報を活用した訪問を通じて見えてくることを大切に取組んでいます

取組を始めたきっかけを教えてください。

札幌市から避難行動要支援者名簿情報の提供の仕組みについて説明を受けた時に、町内会として要配慮者の避難支援の取組に対する危機感を抱きました。「自分たちが取組まなければ、地域の繋がりが薄れていくのでは」と考え、平成28年に名簿情報の提供を申請しました。

取組の内容を教えてください。

毎年、札幌市から更新された名簿情報を受け取り、新たに名簿に掲載された方を中心に、自宅を訪問し状況を聞き取り、避難の支援が必要な場合には、町内会の役員間で対応を検討し、災害時に必要な支援内容などを記載した個別避難計画を作成しています。対象となる要配慮者にご家族などの支援者協力者がいた場合には町内会役員からも協力を依頼し、いない場合には、町内会役員が支援者となって対象の方の個別避難計画を共有し、災害の発生に備えています。

取組で工夫されている点を教えてください。

地域内の日頃のコミュニケーションを深めておくことが大切と考え、気軽に集まることができる機会として月1回地域のサロンを開くなど、積極的に地域交流の場を設けています。

取組むうえで大切にしていることがあれば教えてください。

町内会だけでは地域にお住まいの要配慮者の把握が難しいため、名簿情報を活用した個別訪問の重要性を実感しています。個別避難計画の項目がすべて埋まらない場合もありますが、訪問を通じて、実際にお一人お一人の話を聞き取り、情報を得ることで見えてくるのが大切と考えています。

ここが取組のヒント

- ▶ 名簿情報を活用して、対象者を訪問して状況を聞き取り、支援の必要性や支援内容を考えています。
- ▶ 災害時に円滑に支援するために、日頃のコミュニケーションを深めることを大切にしています。

POINT!

個別避難計画は、最初からすべての欄を埋めることができなくても構いません。計画の作成を通じて、地域にお住まいの支援が必要な方の状況を知り、地域でできる範囲で支援内容を考えることが大切です。

取組事例 ②



手稲区 前田地区 「前田ゆたか町内会」

町内会の会員世帯数 約550世帯

○避難行動要支援者名簿情報(21~24ページ)を活用している団体です。



福祉部長 野瀬 政裕 さん

時間がかかっても地域の理解や協力を得ることを大切にして取組んでいます

取組を始めたきっかけを教えてください。

私たちの町内会の地域は新川に隣接しているため、水害を想定した防災の取組が必要でした。そのためには、地域にお住まいの災害時の避難に支援が必要な方を把握することが必要だと考え、平成30年に避難行動要支援者名簿情報の提供を申請し、以降毎年提供を受けています。

取組の内容を教えてください。

名簿に掲載されている対象者の世帯を訪問し、本人や家族から情報を聞き取りながら、聴覚に障がいのある方や寝たきりの方といった、お一人では避難することが困難な方に対して、個別避難計画を作成しています。支援が必要な方お一人に対して、町内会から2名の支援者を決めており、災害時に支援できる体制づくりを行っています。また、対象の方の支援に必要な情報がひと目で分かるように独自に作成した「ふれあい安心カード」に記入していたことで、緊急時の対応がスムーズに行えるようにしています。



前田ゆたか町内会の「ふれあい安心カード」

取組で工夫されている点を教えてください。

町内会で避難支援についてのワークショップを開催したことを通じて、地域内の取組への理解が深まったと感じています。また、有事の際、円滑に協力し合えるように、見守り活動や町内会のイベントなどを実施して、日頃から顔の見える関係性の構築に努めています。

取組むうえで大切にしていることがあれば教えてください。

もともと、町内会で見守り活動は行っていたのですが、名簿情報の提供を受けてからの体制づくりには苦労しました。最初からすべて取組もうとするのではなく、時間をかけてでも地域内の理解や協力を得ながら体制を整えていくことが大事だと思います。また、町内会の体制的にも、名簿情報に掲載された方すべてを支援することは難しいので、まずは訪問によりお一人お一人の状況を確認しながら、より支援が必要な方に対して、支援を行っていくことも取組を続けていくうえで大切なことと考えています。

ここが取組のヒント

- ▶ 名簿情報を活用し、訪問・状況の聞き取りを通じて、個別避難計画を作成し、支援体制を作っています。
- ▶ 日頃の見守りや地域行事を通じて、顔の見える関係を作ることで、円滑な取組につなげています。

POINT!

避難支援の取組は、お一人ですることではありませぬので、地域内の理解と協力が不可欠です。無理せず、一歩ずつでもかまいませんので、地域でできる範囲で取組むようにしましょう。

4 取組事例の紹介

取組事例 ③



厚別区 青葉地区 「白樺会」

町内会の会員世帯数 約400世帯



会長 横藤 雅人 さん

地域の皆さんに『ここに住んでいてよかった』と思ってもらえれば、という気持ちで取り組んでいます

取組を始めたきっかけを教えてください。

「共助の仕組みを作りたい」という思いから、地域にお住まいの災害発生時に支援が必要な方に対して、要支援者としての登録を促したのが始まりです。当初は、5名のメンバーからスタートしました。

取組の内容を教えてください。

白樺会では、年3回程度全戸に配布している「防災だより」などで、要支援者への登録を呼びかける方法で災害時に支援が必要な方の情報を集めており、同時に災害時に安否確認や連絡などのサポートを行う「防災サポーター」も随時募集しています。防災サポーターは、定期的に防災情報を共有するサポート会議を行い、登録している要支援者のところへ、年3回程度の訪問活動をしています。なお、防災サポーターを募集する際には、危険を伴う活動は原則として想定していないことを明確にしています。最近では地域のつながりが薄くなっているとよく言われていますが、この活動を通じてご近所付き合いができるようになりました。お一人暮らしのお年寄りの方から「頼りにしています」という声を聞くと、自分たちの取組が役に立っていることを実感できます。



▲白樺会が年3回発行している「防災だより」

取組で工夫されている点を教えてください。

災害時の安否確認用に玄関に掲示する「要支援登録家庭用掲示カード」や、緊急時の連絡先をまとめた「白樺会便利シート」を独自に作成し配布することで、各家庭で緊急時に役立ててもらえるようにしています。



▲2024年度版 白樺会便利シート

取り組むうえで大切にしていることがあれば教えてください。

避難支援の取組は、他の町内会行事や地域づくりの活動と同じで、自分たちの暮らす地域にとって大切なことと考えています。地域住民の皆さんに、『ここに住んでいてよかった』と思ってもらえれば、という気持ちで取り組んでいます。

ここが取組のヒント

- ▶ 会報誌配布による手上げ方式(13ページ)で支援が必要な方の名簿を独自に作成し取り組んでいます。
- ▶ 支援者を募集する際に、できるだけ協力してもらえよう、お願いしたい役割を明確にしています。

POINT!

災害時の避難支援の取組は、特別な活動ではなく、地域の行事やイベント、見守り活動などといった、日常の活動の延長線上にあるものと考えて取り組んでみましょう。

取組事例 ④



南区 藻岩地区 「川沿中央第5町内会」

町内会の会員世帯数 約240世帯



会長 村上 剛 さん

「お互い様」の気持ちで、明るく取り組んでいます

取組を始めたきっかけを教えてください。

私たちの町内会の地域では目配り、気配り、心配りの「3配り」を理念として、福祉活動に取り組んできました。こうした見守りの活動の一環として、高齢者などの避難支援にも取り組んでいこう、ということでこの取組を始めました。

取組の内容を教えてください。

町内会内で、地域にお住まいの70歳以上の方のうち、お一人暮らしの方や夫婦のうちお一人が病気の方など、災害時の避難などに支援の必要性が高い方を、ご自宅への訪問や電話で状況を聞き取り、リストアップしています。リストアップした方に対して、支援の担当者が月1回ペースで様子を見に行くなど、日ごろから見守り活動を行っています。

取組で工夫されている点を教えてください。

地域内にある病院と、大規模な災害時が発生した際に避難所としての利用や介助の協力について、地域独自に協定を締結しています。今後は病院と合同の避難訓練を行うなど、より一層の連携を図っていきたいと考えています。

取り組むうえで大切にしていることがあれば教えてください。

実際に災害が発生した際に、スムーズに避難支援に取り組むためには日々のコミュニケーションが大切だと考え、できるだけ日ごろから話し相手になれるように心がけ、『お互い様』の気持ちで明るく取り組んでいます。また、役員の高齢化も進んでいることから、フットワークを軽くして活動を続けていくため、地域の若い方に自分たちの暮らす地域づくりに、もっと参加してもらえよう取り組んでいければ、と考えています。

ここが取組のヒント

- ▶ 訪問・電話などによる聞き取りを通じて、支援が必要な方の名簿を独自に作成し取り組んでいます。
- ▶ 地域内にある民間企業などの関係団体に協力してもらうことで、取組がよりよいものになります。

POINT!

災害時に円滑に避難支援を行うためには、お互いに顔見知りになっておくことが大切です。まずは、日頃の見守り活動から始め、ある程度関係性ができてから、避難支援に取り組むのも一つの方法です。

要配慮者の情報の集め方には、取組事例①や取組事例②のように札幌市が提供する避難行動要支援者名簿情報を活用する方法(21~24ページ)のほか、取組事例③のような手上げ方式と取組事例④のような同意方式があります(13ページ)。

避難支援の取組においては、訪問やお電話等によって、要配慮者ご本人やご家族から直接情報を聞きとって、必要な支援を考えていくことがとても重要です。紹介した各団体の取組を参考にしながら、自分たちの地域に合った方法で要配慮者避難支援に取り組みましょう。

5 災害に備えた行動

災害に合わせた行動を考えておこう!

風水害の場合

台風や大雨など、気象情報をもとに事前の準備が可能なのが、風水害です。高齢者等避難*や避難指示の発令などによって避難することになります。情報伝達の方法を日頃から要配慮者と支援者で確認しておきましょう。



避難所で配慮が必要な方のために

福祉避難スペースについて

避難生活に配慮が必要な方のために、一般の避難所に設けられる介護者等と過ごすことができるスペースです。



要配慮者二次避難所(福祉避難所)について

一般の避難所での生活が困難な要配慮者のための避難所(社会福祉施設等)で、バリアフリー化などの配慮がなされています。災害発生後に安全等が確認できた施設を札幌市が指定し開設するため、まずは一般の避難所に避難していただき、必要性が高い方から順次、要配慮者二次避難所(福祉避難所)へ移送します。

高齢者等避難*や避難指示などを発令

災害情報をもとに避難行動

避難所に到着

安否の確認

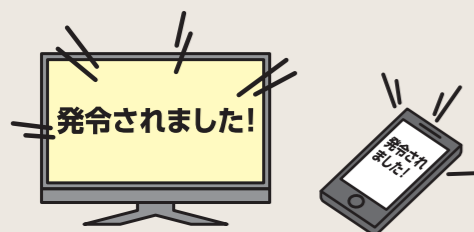
災害情報を伝達しましょう。

災害情報をもとに避難しましょう。

洪水発生

避難所で心がけること。

要配慮者の安否を確認しましょう。

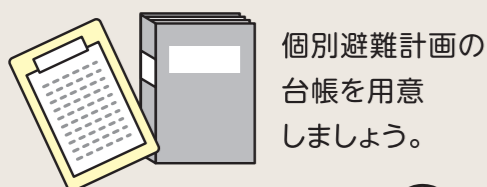


高齢者等避難*や避難指示などが発令されます。

持ち出し品をチェックしましょう。

要配慮者に思いやりを持って接しましょう。

個別避難計画の台帳などをもとに、避難所へ来ていない方の安否を確認しましょう。



個別避難計画の台帳を用意しましょう。



要配慮者と避難しましょう。

要配慮者に災害情報を伝えましょう。



*高齢者等避難…人的被害が予想される場合に、避難に時間を要する要配慮者等に避難を始めるよう促す情報。令和3年5月の災害対策基本法改正により、「避難準備・高齢者等避難開始」は「高齢者等避難」に名称が変わりました。

5 災害に備えた行動

災害に合わせた行動を考えておこう!

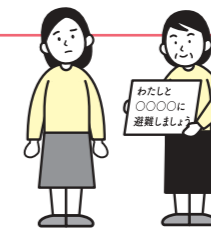
地震の場合

地震のように突然起こる災害は、まず自分の身の安全を確保することが何より大切です。そのうえで、要配慮者の安否確認、避難支援、救助活動等を行きましょう。

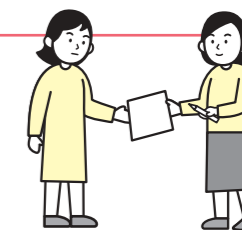


さまざまな災害に備えて 避難訓練をしてみよう

要配慮者や支援者はもちろん、できるだけ多くの地域の方に参加してもらうことで、新たな課題や見落としていた問題などが発見でき、いざというときの備えになります。右記のような災害情報の伝達や避難支援がうまくできるか試してみましょう。



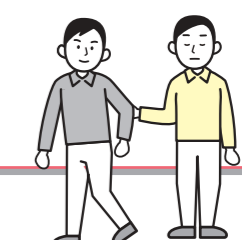
耳が不自由な方への
情報伝達方法



言語が不自由な方への
情報確認方法



車いすの方の
介助方法



目が不自由な方の
誘導方法

地震発生



安全の確保

まずは自身の安全を確保しましょう。



自分の身の安全を守りましょう。

避難行動

避難しましょう。



要配慮者の安否を確認し、一緒に避難しましょう。



近隣の方たちの安否を確認しましょう。

避難所に到着

避難所で心がけること。



要配慮者に思いやりを持って接しましょう。

安否の確認

要配慮者の安否を確認しましょう。



個別避難計画の台帳などをもとに、避難所へ来ていない方の安否を確認しましょう。

救助活動など

救助活動に協力しましょう。



安全に十分気をつけて、救助の手助けをしましょう。

個人情報の取り扱いについて

個人情報とは？

生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもののことです。

個人情報の取り扱いについては以下のポイントに注意しましょう

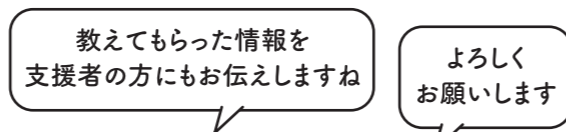
1 個人情報を何に使うのか(目的)を決めて本人に伝えましょう

目的を伝えることで提供する側も安心が得られます。個人情報はここで決めた目的以外に使うことができません。別な目的で利用する場合は本人の了承が必要です。



2 取得した個人情報は適切に管理しましょう

誰が情報を管理するのか、保管場所は他の人に見られない安全な場所かなど、管理方法を決めましょう。支援者や協力者の方たちにも、個人情報を他人に漏らさないようしっかりと伝えましょう。また、本人から開示を求められときは必ず開示しましょう。



3 個人情報を他人に伝えるときは本人の同意を得ましょう

支援母体や支援者、協力者など最小限で共有することについて、あらかじめ本人の同意を得る必要があります。他機関と協力して支援を行うことになった場合には、改めて個人情報を共有することについて必ず本人の同意を得ましょう。



4 情報を更新しましょう

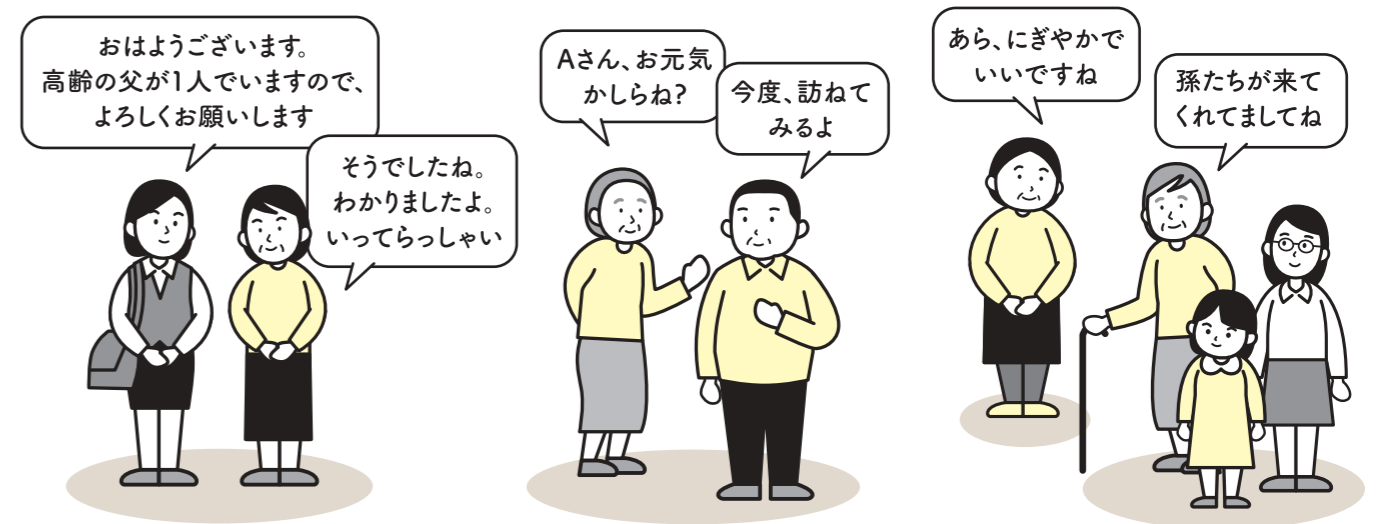
情報は時期を決めて更新し最新の状態になるよう努めましょう。また、古くなった情報の廃棄方法(本人に返却、シュレッダー等で裁断)も決めておきましょう。

※個人情報の取り扱いのルールについてはP11の支えあいプラン(例)も参考にしてください。

いつも近くにいてくれる。それは、何よりの支え

日頃の生活でも、頼りになるのはご近所さんです

困りごとを抱えた方が地域から孤立することなく、安心して暮らしていくためには、日頃からの見守りや声かけといったつながりがとても大切です。隣近所や地域での交流を大切に、「誰もが安心して暮らし続けられるまち」の実現に向けて、今後ともご協力をお願いいたします。



要配慮者の避難支援を行うことに、義務や責任はありますか？

要配慮者避難支援は、義務ではありません。また、被災状況により支援ができない場合もあることから、支援ができなくても支援者が責任を負うものではありません。このことはあらかじめ要配慮者の方にも理解していただき、無理な約束はせず、可能な範囲での活動を行いましょう。

やっています！



要配慮者避難支援 出前講座

札幌市の職員が「要配慮者避難支援」についてご説明に伺います！

災害発生時の地域での支えあい(要配慮者避難支援)の具体的な事例の紹介や取り組みのポイントなど、実際にはじめるときに役立つ情報をわかりやすくお知らせします。

お申し込み・お問い合わせは、お電話で！

札幌市保健福祉局総務部地域福祉・生活支援課もしくは最寄りの区役所の保健福祉課まで。

→ 電話番号は裏表紙をご覧ください。